

(お知らせ) 令和3年4月～

卒業後、五泉市内に引き続き居住する方へ
(貸付金の減免制度について)

人口減少対策の一環として、学校卒業後、一定期間継続して市内に居住している人に対する減免制度を設けました。居住期間が1年経過ごとに、申請年度の償還予定額の2分の1（上限7万2千円）の減免を最大5回まで受けることができます。5回減免を受けた場合は最大36万円（5年償還の場合、3回までで最大21万6千円）の減免となります。

五泉市は市内に住む人を応援します。 ずっと五泉。～次の一步を、ともに未来へ～

【減免の内容】

減免対象者 令和3年4月以降に償還開始する人で以下のすべてに該当する人

- ①市内に住民登録があり、償還開始後1年以上継続して居住している人
- ②他の五泉市奨学金減免制度の対象となっていないこと
- ③前年度以前の五泉市奨学金償還額に滞納が無い人

減 免 額 償還計画に基づく申請年度の償還予定額の2分の1（上限：7万2千円）

※当年度償還残額が減免額に満たない場合は償還残額

減 免 回 数 償還期限5年（貸付総額60万以下）の場合：3回まで

償還期限10年（貸付総額60万超）の場合：5回まで

※減免を1回以上受けた後、転勤以外の理由で転出した場合は、再転入しても減免申請はできません。

Q1：手続きについて教えてください。

A：市内に住民登録があり、償還開始後の居住期間が1年間経過した場合、学校教育課で申請を行ってください。減免回数の上限に達するまで毎年申請ができます。申請する際は、「印鑑（シャチハタ不可）」を持って五泉市役所学校教育課の窓口へお越しください。

Q2：在学中も市内に住んでいましたが、卒業後対象になりますか。

A：減免の対象となります。居住期間に在学中は含めず、償還開始となる4月1日から1年間経過後に減免の対象となります。

Q3：市外に転居した後、再び市内に住むことになった場合は対象となりますか。

A：減免を受けていない場合は対象となります。減免を既に受けている人が、市外に転居した場合は再転入しても申請はできません。

※転勤により転居した場合や短期間で再転入した場合は、対象となる場合がありますのでご相談ください。

申請などについては、五泉市教育委員会学校教育課（43-3911）までお問い合わせください。